

当院は厚生労働大臣の定める基準について診療を行っている保険医療機関です。

1. 電子的診療情報連携体制整備加算3に係る揭示

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願いいたします。
(※現在使用している保険証が公的に有効である間は保険証の利用も可能です)

当院は、医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しております。

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。
3. マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

2. 地域支援・医薬品供給対応体制加算3に係る揭示

当院におけるジェネリック医薬品(後発医薬品)の取り扱いについて

1. ジェネリック医薬品の推奨

- ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先に開発された薬(先発医薬品)の特許が切れた後に同じ有効成分・同じ効果で国が承認したものです。
- 開発費がかからない分先発医薬品と比べ低価格となり、医療費削減に寄与します。
- 当院はジェネリック医薬品を積極的に採用しております。

2. 一般名処方箋の推奨

- 一般名処方とは、お薬の「有効成分」をそのまま「お薬名」として処方することです。
- 一般名処方とは、【般】+「一般的名称(有効成分)」+「剤形」+「含量」と記載されます。
- これにより、有効成分が同一の医薬品が複数ある場合、調剤薬局の薬剤師と相談の上ご自身で選択することができます。
- 長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合、患者様の希望を踏まえ処方させていただいた場合は選定療養となります。
- **当院は一般名処方を積極的に行っております。**
但し、一般名処方とは、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心掛けておりますが、ご不明な点はお気軽に医師・薬剤師にお問い合わせください。

3. 医薬品供給が不安定な状況による対応

- 当院では、医薬品の供給が不足した場合、製薬会社、規格などの変更を行い対応します。必要に応じて同効薬を検討し、治療計画を見直し、適切に治療が継続できる体制をとっております。但し、同じ成分であっても銘柄によって使用感にばらつきがあります。お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

3. 医療費明細書について

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

【明細書の取り扱い注意事項】

※ 以下のことが守られないと、患者さんのプライバシーが漏洩する危険がありますので取り扱いには十分注意をして下さい。

- (1) 明細書は厳重に保管して下さい。
- (2) 当院のごみ箱、外出先のごみ箱などに捨てないで下さい。
- (3) 捨てる際には、シュレッダーで裁断する、名前を塗りつぶすなど、個人が特定できないようにして下さい。

4. 協力対象施設入所者入院加算に係る掲示

(1) 下記の介護施設等は平時より当院と連携体制を構築しており、施設入所者の病状急変時に対応、必要に応じて入院対応も行っております。

- 1 社会福祉法人埼玉会 特別養護老人ホーム 聖愛園
- 2 社会福祉法人杏樹会 特別養護老人ホーム 爽風館
- 3 社会福祉法人狭山栄会 特別養護老人ホーム ジョアン宮地の里
- 4 医療法人徳明会 介護老人保健施設 飯能リハビリ館

5. 機能強化加算に係る掲示

(1) 当院は、地域におけるかかりつけ医療機関として以下の対応をしております。

1. 他の医療機関の受診状況及びお薬の処方内容を把握した上での服薬管理
2. 健康診断の結果等、健康管理のご相談
3. 必要に応じて、専門医、専門医療機関へのご紹介
4. 保健・福祉サービスに関するご相談
5. 夜間・休日等の緊急時対応の情報提供
6. 医療情報機能提供制度(埼玉県医療情報提供システム)を利用して、かかりつけ医療機関を有する医療機関が検索可能です。

<http://www.iryu-kensaku.jp/saitama/>

上記については受診時または診察時にご相談ください。

6. 生活習慣病管理料2に係る掲示

(1) 当院では、患者様の状態に応じ、下記のいずれも対応可能です。

1. 28日以上長期処方を行うこと
2. リフィル処方箋を発行すること

※ 当院では主に長期の投薬をご案内しています。

※ なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、患者様の病状に応じて、担当医が判断いたします。

【参考】保健医療機関及び保険医療費担当規則(厚生労働省令)

第20条第2号 投薬

投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。

2026年6月1日

医療法人明晴会 西武入間病院